

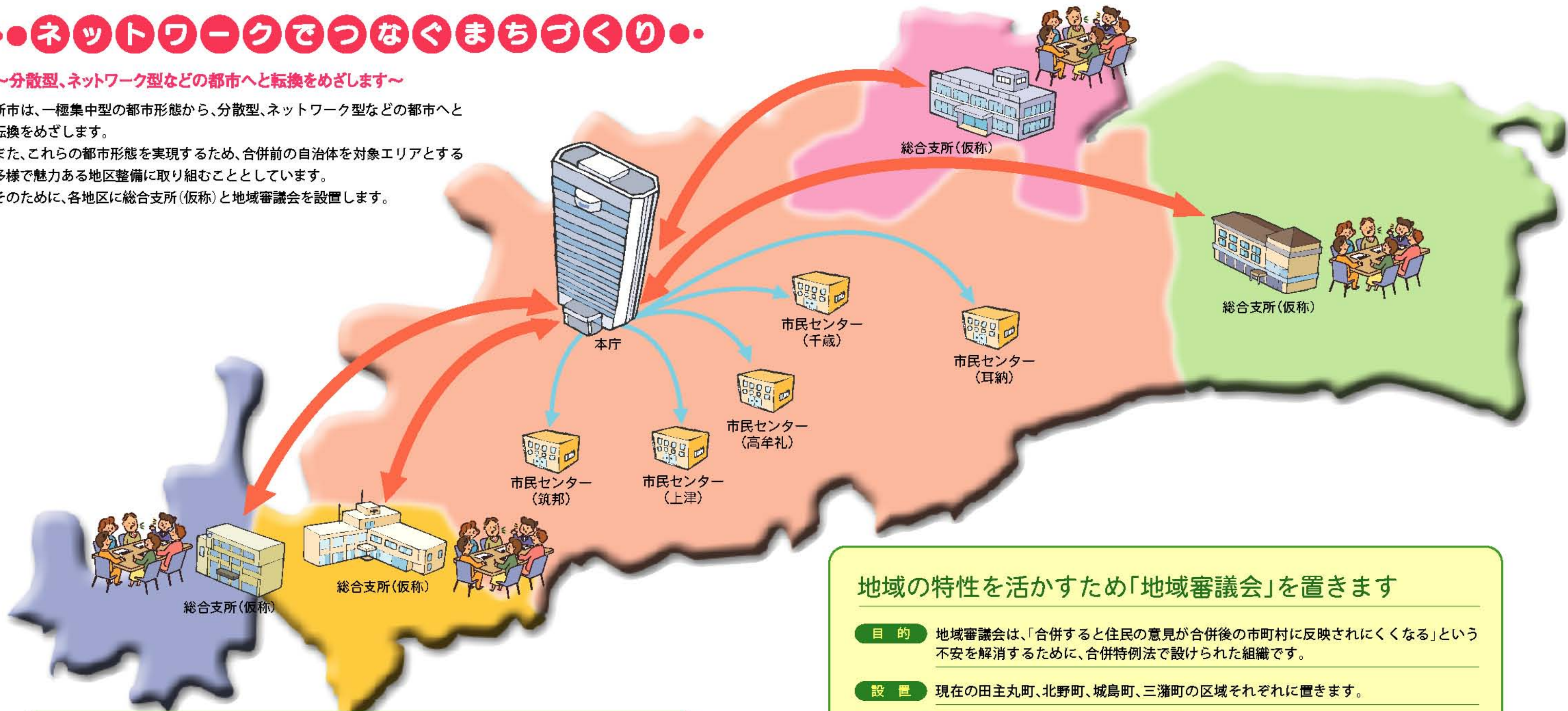
# ネットワークでつなぐまちづくり

## ～分散型、ネットワーク型などの都市へと転換をめざします～

新市は、一極集中型の都市形態から、分散型、ネットワーク型などの都市へと転換をめざします。

また、これらの都市形態を実現するため、合併前の自治体を対象エリアとする多様で魅力ある地区整備に取り組むこととしています。

そのために、各地区に総合支所(仮称)と地域審議会を設置します。



## 各地区に総合支所(仮称)を設置します

**本庁** 本庁は、現在の久留米市役所です。(5つの市民センターは、今までどおりです。)

**支所** 総合支所(仮称)は、現在の田主丸町、北野町、城島町、三瀬町の区域それぞれに置き、合併時は現在の役場庁舎を活用します。

**支所機能** 本庁で処理する事務(市の政策や総合的管理事務、効率性の観点から一元化して実施する事務など)を除いて、地域の市民サービスに関わる事務を総合的にを行います。

また、新市建設計画を推進する拠点として、担当する事務に関して次のような機能を有するものとします。

- (日)地域振興に関するものなど、地域実情に応じた事務事業を自ら企画立案・実施する機能
- (月)市民生活に密接に関連するものなど、統一された水準のサービスを主体的に実施する機能

## 地域の特性を活かすため「地域審議会」を置きます

**目的** 地域審議会は、「合併すると住民の意見が合併後の市町村に反映されにくくなる」という不安を解消するために、合併特例法で設けられた組織です。

**設置** 現在の田主丸町、北野町、城島町、三瀬町の区域それぞれに置きます。

**期間** 設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までです。

**組織** 地域審議会ごとに、新市の議会議員や公共的団体等を代表する方、学識経験者など15名以内で構成されます。

**役割** (日)次の事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申します。

- 新市建設計画の変更に関する事項
- 新市建設計画の進捗状況に関する事項
- 地域振興のための基金の活用に関する事項
- 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- その他新市の長が必要と認める事項

(月)地域の振興に関し、必要と認める事項について、新市の長に意見を述べます。

